



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

55

1. 事例

例えば、自分が介護をしていた高齢の親が亡くなったとします。直後は、葬儀の手配等で慌ただしくなり故人を偲ぶ暇すらありません。少し落ち着いたらところで、相続税申告や遺産分割に思いが至るようになります。その段階で、税理士や弁護士

に相談される方が多いよ

2. 最初の連絡

例えば、まずは一番緊張するのが、最初の連絡です。特に、依頼者ですら会ったことも取った側からすれば、こちらの苦勞も知らずに相続人としての権利のみを主張されるのは許し難いでしょう。他方、関係の遠い相続人の側からすれば、最期を看取った側はそれなりにいい思いをし

3. ひとそれぞれ

相続人の反応はそれぞれです。依頼者の希望も心暗鬼になり協議ではまとまらないため、遺産分割調停を起さざるを得なくなります。遺産分割調停では、形式的な解決がなされることが多くなります。その場合、介護の努力といった金額に換算しづらい要素は排除されがちです。

4. 長引く例

相続人間で信頼関係が築けないと、お互いに疑心暗鬼になり協議ではまとまらないため、遺産分割調停を起さざるを得なくなります。遺産分割調停では、形式的な解決がなされることが多くなります。その場合、介護の努力といった金額に換算しづらい要素は排除されがちです。

6. それぞれ

早期解決の場合は、疎遠であった親族間に新たな関係が生まれる余地があります。他方、調停には、あくまでも私個人のまで至った場合には、親族関係の修復はほぼ不可

突然、相続財産があると知ったらどうしますか

自分が介護してきたが、法定相続分で形式的

5. 早期解決例

自身が介護してきたが、早期解決にはなりませんが、法定相続分で形式的

無料法律相談のお知らせ

本コラム読者の方、初回の法律相談を無料とさせていただきます。読者や、その紹介の方も初回無料、電話も可。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、40歳、梅田法律会計事務所) 大阪市北区梅田大坂市北区梅田1-2-211000号、電話06-6334511618・午前10時~午後5時、http://ameda.law.jp)。主な役職は、大阪弁護士会専門相談員(建築)交通遺言相続(家事)労働、民間総合調停センター運営委員、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティス受講。